

中央環境審議会地球環境部会への  
気候変動に関する国際戦略専門委員会の設置について

平成 16 年 1 月 30 日

地球環境部会決定(案)

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 9 条第 1 項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第 9 条の専門委員会として「気候変動に関する国際戦略専門委員会」を置く。
- 2 気候変動に関する国際戦略専門委員会は、気候変動に関する将来の国際的な対策に係る枠組みに関する調査を行う。
- 3 気候変動に関する国際戦略専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。